

保護者各位

横浜国立大学 学務・国際戦略部
学生支援課経済支援係

日本学生支援機構貸与奨学金申請にあたって（お願い）

日本学生支援機構の奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与され、卒業後返還する義務があるものです。

奨学金の貸与終了後、最長 20 年かけて返還していく間に、奨学生宛に機構からの文書等が届き、奨学生自ら各種届出を行う機会があります。万一、機構からの文書を読み忘れる、届出を忘れた等で延滞状態となると、個人信用情報機関に登録される等、奨学生本人が不利益を被る恐れがあります。

奨学生として採用された際は、貸与中～貸与終了後の必要手続き等を、奨学生本人が確実にを行うよう、下記の 7 点につきまして、ご家庭からご指導ください。

※人物・学力の推薦基準を満たしている申込者を大学が推薦し、日本学生支援機構では、家計を含めた審査・選考が行われ、奨学生が採用されます。

記

1. 返還の義務

日本学生支援機構の貸与奨学金はすべて返還する義務があります。返還金は奨学金の原資に充てられ、後輩の奨学金となります。

2. 奨学生の自覚

貸与中は、以下 4 点を必ず守るよう通知しています。

- ①掲示板（または学生支援課ウェブサイト）・YNU メールを確認する。
- ②書類の提出期限等を守る。
- ③担当係からの呼び出しに応じる（045-339-****は、大学からの連絡です）。
- ④学籍の異動、住所等の変更は速やかに大学の窓口届け出る。

これらが守られない場合、奨学金の振込保留や貸与停止または廃止（奨学生の身分を失わせる）措置をとられる場合があります。

奨学金の手続き等についての案内は、学内掲示板および学生支援課ウェブサイトに掲載しています。必ず定期的に確認するようにしてください。

3. 返還誓約書等

奨学生として採用されると「返還誓約書」等を期限内に作成・提出する必要があります。関係書類は、採用決定後、奨学金申請時にお預かりするレターパックプラスにて送付します。なお、発送予定は初回振込日の 1～2 週間後、提出期限は発送から 1 ヶ月後程度です。

「返還誓約書」等の提出が遅れた場合は、奨学金振込が保留され、さらに遅れるとそれまでに振込まれた奨学金を一括返戻のうえ採用取消となります。

4. 「奨学金継続願」提出と適格認定

【奨学金継続願】 毎年1回12月中旬～1月頃、翌年度の奨学金継続意思（継続希望または辞退）について、スカラネット・パーソナルという奨学金手続き等を行う日本学生支援機構の情報システムを使って、インターネット上で大学が指定する期限までに入力します。なお、期限までに手続きを行わない場合、「廃止」となり、奨学生としての資格を失います。

【適格認定】「奨学金継続願」で、翌年度の奨学金継続を希望した奨学生について、以下の4点を審査し、奨学金継続の可否を認定します。

「人 物」	生活の全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還義務がともなうことを自覚し、かつ将来良識のある社会人として活躍できる見込があること。
「学 業」	修学状況はおおむね標準的に取得すべき単位を修得しているとともに、学修の意欲があり確実に最短修業年限で卒業できる見込があること。 ※標準的に取得すべき単位は学部により異なりますが、年33単位程度となります。
「経済状況」	修学を継続するために奨学金の貸与が必要と認められること。

5. 貸与中の手続き

貸与中、各種事由が生じた際は、経済支援係窓口にて手続きを行う必要があります。詳細は、日本学生支援機構ウェブサイトに掲載の「奨学生のしおり」および「奨学金貸与中の届出・願出」に記載されています。なお、手続きを行わず、受給資格のない期間に奨学金が振込まれた場合、その期間の奨学金は一括返金する必要があります。

【事例】 退学、辞退、休止（休学）、留学、改氏名、口座変更、転学部、編入学、月額変更等

※日本学生支援機構奨学金での「留学」とは、学籍上の身分（「在学」「休学」「留学」）、留学先（大学、語学学校、研究機関等）を問いません。内容および学籍上の身分によって、手続きが必要となりますので、「留学」する場合は、必ず経済支援係へ申し出てください。

6. 貸与終了時の手続き

満期、辞退、廃止等で貸与終了となると、貸与終了時の手続きが必要です。大学からの案内に従い、期限までに返還用口座登録等を行います。

なお、貸与終了後も在学する場合は、返還期限を猶予することができます（在学猶予）。その他の手続き等についても、返還説明会等でお知らせします。

7. 貸与終了後の手続き

貸与終了の翌月から7ヶ月目に、口座振替による返還が始まります。延滞すると、延滞金の加算、個人信用情報機関への登録の他、法的措置がとられます。

なお、貸与終了後は、連絡先・氏名・勤務先の変更等の届出および返還猶予・減額返還等の申請は、本人から機構へ直接提出することになります。詳細は、日本学生支援機構ウェブサイトに掲載の「返還のてびき」をご確認ください。

※上記については、在学採用説明会や今後開催する説明会等でもご案内する内容です。

以上

参考

日本学生支援機構ウェブサイト：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/taiyochu/index.html>

学生支援課ウェブサイト：<https://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/>

横浜国立大学ウェブサイト＞教育・学生生活＞学生支援課

学生支援課経済支援係窓口：学生センター2階 ①窓口（土日祝日除く 8:30～12:45/13:45～17:00）

gakusei.keizai@ynu.ac.jp / 045-339-3112